

宿泊約款

ホテル木曾温泉黄金の湯 グランピングONTAKE

(適用範囲)

第1条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出てください。

- (1) 宿泊者名及び電話番号（又は携帯電話番号）
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
- (4) その他当館が必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。

3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第7条及び第19条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第13条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4. 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 第2条第1項の申し出をしないうち、または申し出内容に虚偽が認められたとき。
- (3) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (4) 申込者又は宿泊客が、過去に大量の宿泊予約及びキャンセル行為をしているとき、またはそれに類似する行為をしているとき。
- (5) 宿泊しようとする者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)による指定暴力団及び指定暴力団員等又はその関係者、その他反社会的勢力(以下、「暴力団等」という。)であるとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又はその構成員であるとき。
- (7) 宿泊しようとする者が、暴力団等に該当する者が役員となっている法人又はその構成員であるとき。
- (8) 宿泊しようとする者が、他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をする恐れがあるとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
- (9) 宿泊しようとする者が、当館若しくは当館の職員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
- (10) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (11) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることが出来ないとき。
- (12) 宿泊しようとする者が、過去に、SNS等に当ホテル又は当ホテルの従業員(支配人を含む。以下同じ。)に関する誹謗、中傷、威嚇、又は炎上を目的とした投稿等を行い、当ホテルの運営の妨害、又は当ホテルの信用及びブランドを毀損する行為を行ったと認められるとき。
- (13) 長野県旅館業法施行条例第15条の規定する場合に該当するとき。

(宴会・催事契約締結の拒否)

第 6 条 当館は次に掲げる場合において、宴会・催事(以下、「宴会等」という)契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宴会等の契約を締結する方又は宴会等に出席する利用客に次に該当する者がいるとき。
 - ①「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成 3 年法律第 77 号)による指定暴力団及び指定暴力団員等又はその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)であるとき。
 - ②暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又はその構成員であるとき。
 - ③暴力団等に該当する者が役員となっている法人又はその構成員であるとき。
 - ④法令又は公序良俗に反する行為をするおそれがあると判断される者。
- (2) 当館若しくは当館の職員に対し、暴力・脅迫・恐喝・威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。

(宿泊客の契約解除権)

第 7 条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第 3 条第 2 項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第 2 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第 4 条第 1 項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当館は、宿泊客が連絡をせず宿泊日当日の午後 9 時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当館の契約解除権)

第 8 条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が暴力団等であるとき。
 - (3) 宿泊客が暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又はその構成員であるとき。
 - (4) 宿泊客が暴力団等に該当する者が役員となっている法人又はその構成員であるとき。
 - (5) 宿泊客が当館若しくは当館の職員に対し、暴力・脅迫・恐喝・威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
 - (6) 宿泊客が伝染患者であると明らかに認められたとき。
 - (7) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (8) 宿泊客が、過去に、SNS等に当ホテル又は当ホテルの従業員(支配人を含む。以下同じ。)に関する誹謗、中傷、威嚇、又は炎上を目的とした投稿等を行い、当ホテルの運営の妨害、又は当ホテルの信用及びブランドを毀損する行為を行ったと認められるとき。
 - (9) 当館若しくは当館の職員に対し、暴力・脅迫・恐喝・威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
 - (10) 長野県旅館業法施行条例第 15 条の規定する場合に該当するとき。
 - (11) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。
3. 当館は、次に掲げる場合においては、宴会等の契約を解除することがあります。
- (1) 宴会等の契約を締結した方又は宴会等に出席する利用客に次に該当する者がいるとき。
 - ①暴力団等
 - ②暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又は構成員
 - ③暴力団等に該当する者が役員となっている法人又は構成員
 - ④法令又は公序良俗に反する行為をした、又はするおそれがある者
 - (2) 当館の他の利用客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (3) 当館若しくは当館の職員に対し、暴力・脅迫・恐喝・威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。

(宿泊の登録)

- 第 9 条** 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- (1) 宿泊客の氏名・年令・性別・住所・電話番号
 - (2) 外国人にあっては、国籍・旅券番号
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

- 第 10 条** 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌朝 10 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせいたします。
 3. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
(午後 1 時 00 分から午後 3 時 00 分) 1 時間 1 部屋 2,000 円(税別)
(午前 10 時 00 分から午前 12 時 00 分) 1 時間 1 部屋 2,000 円(税別)
尚、午前 12 時 00 分を過ぎる場合、もう 1 泊料金を申し受けます。

(利用規則の遵守)

- 第 11 条** 宿泊客は、当館内においては、当館が定めた利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

- 第 12 条** 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等で御案内いたします。
- (1) フロント・キャッシャー等サービス時間：
イ 門限 23：00
ロ フロントサービス 7：00～21：00
 - (2) 飲食等(施設)サービス時間：
イ 朝食 7：00～9：00
ロ 昼食 11：00～14：00
ハ 夕食 18：00～21：00
ニ その他の飲食等：
ラウンジ 15：00～22：00
 - (3) 附帯サービス施設時間：
売店 7：00～21：00
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせいたします。

(料金の支払い)

- 第 13 条** 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
 3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当館の責任)

- 第 14 条** 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当館は、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

- 第 15 条** 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

- 第 16 条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館は、旅館賠償責任保険の範囲でその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当館内にお持込になった物品又は現金並びに貴重品であって、フロントにお預けにならなかったものの滅失、毀損等の損害については賠償しません。
 3. 当ホテルでは、美術品、骨董品ならびに楽器等はお預かり致しかねます。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

- 第 17 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄の警察署に届けます。ただし、飲食物・たばこ・雑誌および衛生環境を損なう懸念のある物品、その他廃棄物に相当する物品（明らかに壊れている物）は、保管期間内であっても、翌日に破棄させていただきます。
 3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。
 4. 当館での拾得物を持ち主にお渡しするにあたり費用が発生した場合は、持ち主に費用を負担していただきます。

(駐車責任)

- 第 18 条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

- 第 19 条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。
2. 鍵の紛失時は、次に掲げる料金を現地にてお支払いいただき、最寄りの警察署に遺失物届けを提出いただきます。
鍵 2 本交換費用 30,000 円(税別)

別表第 1 宿泊料金の算定方法(第 2 条第 1 項及び第 12 条第 1 項関係)

		内 訳	
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	①	基本宿泊料 (室料+朝・夕食料)
	追加料金	②	追加飲食 (朝・夕食以外の飲食料) 及びその他の利用料金
	税金	イ	消費税
		ロ	入湯税
		ハ	宿泊税

- 備考
- 1 基本宿泊料はフロントに掲示する料金表によります。
 2. 子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具を提供したときは大人料金の 70%、子供用食事と寝具を提供したときは大人料金の 50%、子供用食事もしくは寝具のいずれかを提供したときは大人料金の 30%、寝具及び食事を提供しない幼児については利用料を別途申し受けます。
 3. 入湯税は大人 (中学生以上) を対象とし、ご宿泊利用時は 150 円/名頂戴いたします。
 4. 宿泊税は長野県が定める条例に基づき、対象の場合、200 円/名頂戴いたします。

表第 2 違約金(第 6 条第 2 項関係)

契約解除の通知を受けた日	不泊	当日	前日	2	3	7	8	14	15
				日 前	日 前	日 前	日 前	日 前	日 前
契約申込人数									
個人	100%	100%	50%	30%	30%	10%			
団体 (10 名以上)	100%	100%	50%	30%	30%	30%			

- (注)
1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
 2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1 日分(初日)の違約金を収受します。
 3. 団体客(10 名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の 7 日前(その日より後に申込をお引き受けした場合はそのお引き受けした日)における宿泊人数の 10% (端数が出た場合は切り上げる) にあたる人数については、違約金はいただきません。